

第五百五十五回
国会

参議院經濟産業委員会會議録第十一号

平成十四年十二月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月四日

辞任

野上浩太郎君

舩添 要一君

鶴岡 洋君

補欠選任

魚住 汎英君

片山虎之助君

加藤 修一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳文君

平田 健二君

委員

小林 温君

近藤 剛君

斉藤 滋宣君

関谷 勝嗣君

藤原 正司君

若林 秀樹君

加藤 修一君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野ただし君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

経済産業大臣

田中 慶秋君

河上 覃雄君

平沼 越夫君

副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

参考人

財団法人原子力安全研究協会理事

前原子力安全委員会委員長

全国原子力発電所所在市町村協議会会長

福井県敦賀市長

東京大学大学院工学系研究科教授

班目 春樹君

河瀬 一治君

佐藤 一男君

塩入 武三君

高市 早苗君

西川太一郎君

桜田 義孝君

西川 公也君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人原子力安全基盤機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、野上浩太郎君、舩添要一君及び鶴岡洋君が委員を辞任され、その補欠として魚住汎英君、

片山虎之助君及び加藤修一君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に魚住汎英君を指名いたします。

○委員長(田浦直君) 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼越夫君) おはようございます。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきまして、その提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

初めに、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力発電所の自主点検作業に係る不正な記載や、原子炉格納容器の定期検査における不正な操作は、これまでの原子力の安全確保に対する国民

の信頼を大きく損なうものでありました。

本法律案は、これらが生じたことへの反省に立ち、原子力の安全確保に万全を期し、国民の信頼が得られるよう、関係の法律において所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、電気事業法の一部改正であります。この一部改正におきましては、事業者の自主的な点検を定期自主検査として位置付けた上で、事業者に対し、当該検査を実施すること、必要な場合には設備の健全性についての評価を行うこと、これらの結果を記録し、保存すること及び定期自主検査の実施体制の審査を受けることを義務付けることとしております。

また、原子力発電所の保守点検を行った事業者に対する報告徴収又は資料の提出の要求を可能とすること、原子力安全規制に関するダブルチェックの実効性を向上させるため経済産業大臣が原子力安全委員会に対し規制の実施状況の報告を行うこと、罰金額の引上げ、懲役刑の付加及び法人重課の導入を行うこと等の措置を講ずることとしております。

第二に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正であります。この一部改正におきましては、原子力発電所以外の原子力施設についても、原子力施設の保守点検を行った事業者に対する報告徴収を可能とすること、罰則の強化を行うこと、原子力安全規制に関するダブルチェックの実効性を向上させるため主務大臣が原子力安全委員会に対し報告を行うこと等の措置を講ずることにより、電気事業法の一部改正と同等の内容を確保することとしております。

続いて、独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実

設計画において、国と公益法人との関係の適正化を図りつつ、原子力安全規制の更なる効率化かつ的確な実施を図るため、原子力安全規制の実施を目的とする独立行政法人を設置し、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を当該独立行政法人に移管して実施する旨が決定されたところであります。

また、今般の原子力発電所の自主点検作業に係る不正な記載等が、原子力の安全確保に対する国民の信頼を大きく損なうものであったことから、その実施体制を整備し、原子力の安全確保に万全を期し、国民の信頼を回復することが必要であります。

本法律案は、これらを踏まえ、原子力安全規制の実施を目的とする独立行政法人を設立するため、必要な規定を整備するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人原子力安全基盤機構は、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的といたします。

第二に、本機構は原子力施設等に関する検査等を行うとともに、原子力施設等に関する安全性の解析及び評価等の業務を行うこととしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及び要旨であります。電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) 次に、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴取いたします。衆議院議員田中慶秋君。

○衆議院議員(田中慶秋君) ただいま議題となり

ました電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきましては、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本法律案の衆議院における審査におきましては、原子力施設立地地域の住民を始めとした国民の信頼回復を第一義として、事業者の自主的な保安活動の在り方、安全規制体制の在り方、安全上の技術基準の在り方、申告制度の在り方について、参考人から意見の聴取を行うなど、原子力施設の安全性の向上及び国民の信頼回復に向けて、慎重な審査を行いました。

その中で、規制行政庁と原子力安全委員会におけるダブルチェック体制の強化が重要であること、定期自主検査の実施は事業者の責務であることとを明確にすることが重要であること、設備の健全性評価の結果については客観性を高めることが重要であること、より多くの者からより容易に申告を行うことができる環境の整備が重要であること等、認識が一層深まったところであります。

衆議院においては、こうした経過を踏まえ、以下の修正を行いましたので、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電気事業法の一部改正についてであります。

その一は、経済産業大臣が原子力発電工作物に係る認可等の実施状況について原子力安全委員会に行う報告は、四半期ごとに行うものとするともに、経済産業大臣は、当該報告のほか、この法律の施行状況であつて原子力発電工作物に係る保安の確保に関するものについても、原子力安全委員会に報告するものとするものであります。

その二は、原子力発電工作物を設置する者等は、原子力安全委員会が経済産業大臣の報告に係る調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならないものとするものであります。

その三は、「自主検査」を「事業者検査」に改めるものとするものであります。

その四は、定期事業者検査を行う特定電気工作

物を設置する者は、当該事業者検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて一定のものに限り、一定の期間が経過した後に技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、一定の事項については、これを経済産業大臣に報告しなければならないものとするものであります。

第二に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正についてであります。

その一は、製錬事業者等がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、その従業者は、その事実を主務大臣に対するほか、原子力安全委員会に対しても申告することができるようとするものであります。

その二は、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が保安規定等の認可等の実施状況について原子力安全委員会に行う報告は、四半期ごとに行うものとするともに、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、当該報告のほか、この法律の施行状況であつて核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの又は原子炉による災害の防止に係るものについても、原子力安全委員会に報告するものとするものであります。

その三は、精錬事業者等は、原子力安全委員会が文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の報告に係る調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならないものとするものであります。

第三に、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正についてであります。

原子力安全委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定により受けた申告について調査し、関係行政機関の長に対して必要な措置を講ずることを勧告することができるようとするものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。本修正は、原子力施設の安全性の向上と国民の信頼を回復する上で

意義のあるものと考えておりますので、何とぞ、慎重に御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(田浦直君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(田浦直君) それでは、速記を起こしてください。

本日は、両案の審査のため、参考人として財団法人原子力安全研究協会理事長・前原子力安全委員会委員長佐藤一男君、全国原子力発電所所在市町村協議会会長・福井県敦賀市長河瀬一治君及び東京大学大学院工学系研究科教授班目春樹君の三名の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の両案の審査の参考にいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきますたいと存じます。

なお、参考人の方々の御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず佐藤参考人をお願いいたします。佐藤参考人。

○参考人(佐藤一男君) 着席のままで失礼いたします。佐藤でございます。

まず、今回の法律改正の契機になりましたのは、これはもう御存じのとおり、東京電力の自主点検記録の不正などございました。

自主点検の記録を改ざんしたり抹消したりするというのは、実はその後の保守管理の作業を著し

く困難にしよう可能性がございいますので、技術的にもどうも私、一介の技術屋としてはこれちよつと理解し難い行為なのでありますが、法令上は、これは必ず国に報告しなければならぬとかなんとかというふうなものでは必ずしもなかったというふうに理解しております。もつとも、その後判明したもので明白に法令違反というものもございましてけれども、当初発見されたものはそういうものではなかったものであります。

しかしながら、こういうものを公表もしない、むしろ隠ぺいあるいは抹消してしまうというふうなことは、ジェー・シー・オー事故でその重要性が強調されたセーフティーカルチャ、安全文化というものにもとる行為であると申し上げてよろしいと思ふんです。

このセーフティーカルチャというものを提唱したのはIAEAのINSAGというグループなのでありますが、そのグループが作った解説文書には、まず組織のトップは安全の問題に組織がどう取り組むかという基本的なスタンスを明らかにしなきゃならぬ、そこではいろいろな要件があるんですが、その要件の一つとして、安全に関することは組織は進んでオープンにするという態度が必要だと、そういうことがうたわれているわけがあります。

そういう目で見ますと、今回のそういう不祥事というのはセーフティーカルチャの欠如と、それから技術倫理というものの退廃が形となって現れたものだというふうに私などは理解するわけでございます。

しかし一方、国のこういう様々な、今回は法令違反というものでは最初はずしもなかったんですが、技術基準などは、これはいつたん制定されますとその後技術の進歩を反映して適時的に改定していくというふうなものは、これは必要だということではだれしも言うんですが、実際問題としてはかなり難しいのであります。中には、もう時代後れになつちやつたというふうなものもないとは申せません。これでもって規制される方

の立場に立ちますと、これは何とも納得しないまま、お上が言うから仕方がないということで表面だけで取り繕つておけというふうな、そういう風潮が生まれかねないのであります。それがいいとはもちろん申しませんが、生まれかねないということも事実でございます。

したがって、今回の法改正等も踏まえまして、国の基準等の絶えざる見直し、最新の技術的知見を十分に取り入れたものにしていく努力というものが必要でございまして、これには民間の規格、民間の基準というのを適切に上手に使っていくと、国が、そういうことも必要なことかと思ひます。現に、例えばアメリカでよく言われますASMEのコードでございましてかその他、これはみんな実は民間規格でございまして。

さて、原子力の施設にはその安全を確保するために様々な構築物、系統、機器等が設置されておられまして、その中には国の法律、技術基準ないしは審査指針などで明白にこれは設けなければならぬというふうな決められているものもございまして、そうではなくて、直接的な要求はないけれども、設計者ないしは事業者の判断、裁量でもって付けた方がいいだろうというところで付けてあるものもございまして。また、そういう設備については、例えば定期検査等によりまして国が直接検査に關与するものもあるし、事業者の言うならば自主的な活動に任されているものもございまして。

実は、これはアメリカの例なんですが、アメリカの原子力規制委員会、NRCと申しますが、このNRCが、今申しましたように規制当局としてこういうものを付けないやならぬと義務付けているもの以外に事業者が付けたもの、その事業者の判断で付けたものをのけて、これでどのぐらい安全が確保されるかということとを解析した論文がございまして。それで見ますと、例えば炉心が重大な損傷を受ける頻度あるいは大量の放射性物質が環境に放出される頻度ないしはその周辺の公衆に対する影響等が数倍から物によっては数十倍も跳ね上がるという、そういう論文が出ております。こ

のことからも分かりますように、実はそういう施設の安全というものを確保するに当たつての事業者の活動というののが非常に重要かということでもあります。当然、この活動の中には自主的な検査等も含まれるわけでございまして。

こういうことから、今回の法改正では、私ども承つておりますところでは、事業者がこれまで言うならば自主的に行つてきた検査等の一部につきまして、全部ではたしかなないと思ひますが、一部につきまして、これを定期的に実施し、記録を保存し等々のことを義務付けるといふような趣旨のことが入つていくというところが、私そのように理解しておりますが、これは現在当面の措置としては適切なものだろうと私は考えております。

ただ、これから、後でもまた申し上げますが、国が直接關与する範囲はどこまでなのか、事業者が責任を負う範囲は本当にどこまでなのか、それが技術的に見て最も合理的な線引きはどういうものなのかというところはかなり抜本的にこれから検討していく必要があるんじゃないか。今回のこの法改正はその方向に向かつて第一歩であるというふうに私は考えております。

我が国の原子炉を始めいたします原子力施設の許認可の制度というのは、これはもう先生方も御案内のとおりでございまして、一つの特徴として、例えば設置許可というものには期限がないんです。無期限でございまして。その代わり、建前としては厳重な基準を設けて、その基準を満足しなくなつたらもう取りやめだという、そういうものなんです。アメリカなんかでは、これは許可には期限がございまして。

ところで、我が国の現在の技術基準というふうなものは、実は施設を造りますときの工事計画の認可でございましてか使用前検査などというのを頭に入れた基準でございまして、言うなれば相手は新品でございまして。施設を運転していつて時間がたつてくると、もう必然的に様々な変化、いわゆる経年変化が生じます。そういうものが生ずるというふうなものは現在の基準を幾ら読んでも浮

かび上がつてこないんです。そういう点をきちんと取り入れた本当の意味での維持基準というものが、これは何も使用を始めたそういう設備の可否の判定基準を甘くするなどというふうなものではございません。これはもうあくまで工学的な、言うならば常識に基づいた合理的に正しいようなものでなければならぬわけでございまして。

このような維持基準が現在まで事実上我が国に存在しなかった。というのは、これはどうも運転開始後にこういう検査といったようなものがどういう意義があるんだというところについての認識が、規制当局も、あるいは事業者の方も、さらには学界の方もその認識が不十分だったのではないかと、私には私は私に思ひます。この点につきましては、私もその一端に加つてきた者といつしまして深く反省しているところでございまして。

今回の法改正が実現いたしますと、事業者が行う検査等につきまして、その所見に基づいて健全性の評価というのをするものになつていくわけがございまして。その評価の手法や判断基準等については、当面は民間規格等も活用するという方針だというふうに承つておりますが、国が早急にこれを整備するということはもちろん必要なことでございまして、今となつてはいささか遅きに失した感もございまして、その方向で努力するというのは誠に適切な方策であらうと思ひます。

なお、これらにつきましては、外国でも相当な経験等を有しているところがございまして、そういう知識や経験に学んでいくということも大切なことかと存じます。

ただ、将来にわたりますでは、こういう運転開始してつと時間がたつてくるような場合にどういうことをどういうふうなやつていかなければならぬのか、何がどれだけ重要なのかということとをきちんと明確にしていくなければならぬ。それを技術基準、維持基準等に十分に反映させる、国の役割、事業者の責任等を論理的にきちんと明確にしていくということが是非必要なことかと思ひます。このためには、実はリスク情報というも

のに基づいた様々な考察が極めて有効であり、また必要なこととございます。

実は、平成十一年度版の原子力安全白書におきましては、リスク評価の概念に基づく安全確保を目指すという基本的な政策がちゃんと書かれていて、そこでご覧いただけます。その方向に向かって是非合理的な検査の方法等が策定されていくべきだというふうに私は考えます。

さらに、こういうものやについていくについては、例えば検査をするにしても、それを判断するにいたしましても、専門的な知識というものは必要であり、経験も必要でございます。そういう関連する核技術分野につきまして十分な知識と経験とを持った専門家の集団というものを、国も事業者もこれは育成し、維持していく必要があると見えます。私が見ますところ、現在の国の制度というのは、こういう専門家を自分の組織の中に育てるというのはそれほど簡単なことではないように見えます。そういう意味から、今度、原子力安全基盤機構といったような、そういう言わば専門家の集団の組織というものをも有効に活用していくということも大変有益なことではないかというふうに考えます。

どうもありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 次に、河瀬参考人をお願いいたします。河瀬参考人。

○参考人(河瀬一治君) 今日は、経済産業委員会の大変貴重な時間の中で、参考人としてお招きをいただきまして、私も原子力発電所を持っており、また地域の事情でありますとか、また、その考え方を聞いていただくということでありまして、大変うれしく思っております次第でございます。感謝を申し上げます。

私、全国に原子力発電所が二十七の自治体に立地をしておりますけれども、その立地と周辺の準立地の地域がございます。その自治体で構成をいたします全国原子力発電所所在市町村協議会という大変長い名前でございますので、これから全原協というように略させていただきます。

ども、その会長を仰せ付かっておるところでございます。

先般、東京電力株式会社により自主点検作業記録の不正につきまして、国民の原子力に対する信頼を根底から覆すものでありまして、大変遺憾なことだったというふうに思っております。また、国におきましても公表に約二年要する等々、原子力安全・保安院の対応は極めて不適切であったと言わざるを得ないところでもあります。

私も全原協といたしまして、今回の不祥事に對しまして、九月二日、十月三十一日と二度にわたりまして申入れを行ったところでございます。

その申入れの中身は、信頼回復のために国に對しまして、総点検の実施、維持基準や自主点検の在り方などの制度化、原子力安全・保安院と資源エネルギー庁の独立の關係に見直すとともに、安全規制体制の大幅な拡充、情報公開や透明性の確保、内部告発制度の適正化などを要望したところでございます。

また、敦賀市といたしまして、日本原子力発電株式会社と核燃料開発機構、御承知のとおり敦賀市には日本原電の一、二号機がございますし、「もんじゅ」、「ふげん」も来年の三月で廃炉になりますけれども、核燃料サイクル機構のそういう施設がありまして、四つございます。敦賀は少し特殊でありまして、すべて型の違う炉を四つ持っているような地域でございます。

そういうことで、総点検の指示を行いました。そして、先月の十一月十五日に各電力から総点検の中間報告がなされたわけでございます。その中間報告の中では、日本原電株式会社一、二号機のシェラウドのひび割れの兆候を報告していたわけであり、品質管理上改善すべき事項があったわけであり、不正な技術適合義務違反、報告義務違反に係る事実はないとの結果でございます。そして、福井県とともに立入りの調査を行いました。そして、中間報告が妥当であるという旨も確

認をしたところであります。

この問題につきましては、国民の信頼を回復するために、国及び事業者におかれては厳正なる調査と再発防止など、適切な処理を取っていただきたいというふうに考えておるところであります。

そこで、今回、電気事業法及び原子炉等規制の一部改正の案ということで今審議がなされている中でございまして、やはりこれは再発防止というその反省の上に立つたことで、国として法律をもつてしっかりとやるという表れでございまして、私も立地地域にとりましては安全をより確保できるものだということで大変喜んでおるところでございます。

そういうことで、この検査制度改善の一環として検討されております電気事業法及び原子炉規制法の一部改正、また独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきましての全原協の会長としての立場で、また敦賀市長という立場で意見を述べさせていただきます。

電気事業法及び原子炉等規制法の一部改正案におきましては、自主点検の法的地位付けの明確化、国によります確認など検査の実効性の向上、設備の健全性評価の義務化、罰則の強化などが盛り込まれております。この法改正によりまして再発防止がなされることをやはり期待をするわけであり、また敦賀市長という立場で意見を述べさせていただきます。

そういう中で、定期事業者の検査というのがございまして、この全原協におきましても自主点検の在り方を制度化することを要望を、先ほど言いましたけれども、しております。現行の自主点検を法令上の定期事業者検査と位置付けまして、検査結果を記録、保存、報告を義務化をしていくというところは私も要望に即しているというふうに思っております。

しかし、法定点検の一部、定期事業者検査につきましては、原子力安全基盤整備機構が実施するということになっておりまして、決してこれは他人任せにならないように、国としても責任のある

厳正な監督できる体制にしていきたい、このように要望いたします。

また、健全性の評価の義務化でございます。

これにおきましては、その評価の手法につきまして民間規格の活用を含めまして省令で整備するとしているわけであり、また、安全性の後退を懸念する声もございまして、要するに、新品同様ですとこれは安全性は高いわけでありまして、それを少し古くなつてもという基準を作ることによって、要するに今までの安全性よりも少し後退しているなというふうに感じられる部分がございます。

そういうことで、やはり技術的な検討をしつかりと行つていただきまして、その必要性でありまして、また科学的な根拠を示すことによりまして、またそういうことが国民の理解を得やすいというふうに思っています。得るための一つの前提でなかなうかなというふうに考えております。維持基準につきましてはそのような考えを持っておるところでもあります。

また、罰則ということで、大変重い罰則ということのようございまして、確かにその強化を行うことによりまして、法令違反等の抑止力として働くものというふうに考えるわけでございます。併せて、法令違反等の指摘がどうかという点とマスコミの方から出てくるという点、また極めて、原子力批判の立場の方々から出るんじゃないかと、やはり保安院自身によつて確実に行われるような厳しい運用をお願いしたいというふうに思っております。

また、独立行政法人原子力安全基盤整備機構法案でございますけれども、この法律、この基盤機構を設置をいたしまして、原子炉の検査、設計の安全性の解析及び評価、原子力安全確保のための基盤の整備を行うこととあります。

特に、電気事業法でありますとか原子炉規制法に基づきます使用前の検査、定期検査の一部に加えて、今般の再発防止策として盛り込まれました定期事業者検査の審査につきましても、原子

代理人というようなことで、松井選手も何か代理人を決めたというようなことで、なかなか自分では対応できないことがあるというようなものでもございますので、是非原子力の世界においてもしっかりとした代理人を立てて、国民が安心をするという、そして国民が安心して任せられる安全の代理人がやはり原子力安全・保安院でなければならぬというふうにご考えております。この法律によりまして、原子力安全規制が大幅に強化されることを大きく期待をいたしておるところでございます。

特に、私ども日本人の国民性だと思っております。

やはり原子力発電所があつてよかつたと言われる、そういう地域になることも大事でありまして、その基本はやはり安全、安心がありませんと到底成り立たないことでもあります。私ももとに全協の中ではやはり原子力発電所とともに共存共栄をしていこうというスタンスの中でいろいろな活動もいたしておりますけれども、やはり一番身近に発電所を抱える自治体でございまして、悩みの多いことも事実でございます。また今後とも諸先生方のいろんな御指導、御支援をいただきながら私も頑張つてまいります。

ただ、行政の方、規制行政の方にも全く問題がなかったかというのと、やっぱりそうでもないと思うんですね。それは、ちょっと建前にこだわって、ややもすると規制の実効性という意味でいかながものだったか、あるいは科学的な合理性の追求というところで、今の規制、本当にいいのかとか、それから国民に対する説明責任ということではないか、そんなところです。

そういう科学的合理性を追求すると同時に、国民に対する説明責任というのも非常に大切です。

例えば、今回でどういうぐらいの大きさのトランプだったら国に報告するかという基準というのも結構あいまいだったんだなということが分かってきてしまったんですけれども、それもそれで非常に問題なんですけれども、ちよつと維持基準の方がより話題になっていきますので、維持基準

に絞らせて説明させていただきます。

維持基準の必要性は佐藤参考人も述べたとおりで、私から言うまでもないんですが、作った当初は、当然、その後多少の傷は付くというところを見込んで余裕を持って作ってあるわけです。それに對する設計・建設段階での技術基準というのがあるにもかかわらず、維持基準というのを作ったことがなかった。現在の電気事業法からいいますと、別途省令で定める技術基準に従って維持しなきゃいけないというふうに書いてありますから、維持基準というのがないと、明らかに設計、建設のための技術基準を維持管理段階でも使わなきゃいけないという非常に大変なことが起こっています。

実際は、非常にナンセンスなことになるから、どうやっているかという、特認といいますが、特別認可という形ですり抜けているのが実情なんです。甘くするというだけじゃなくて、もっと問題なのは、一度何か見付かったらやらなきゃならないという点検するのと同じになるんです。じゃ、いつ点検するのというのは、これは今一切そういう紙に書かれた基準ないんですね。実際にはもちろん行政指導でやっているわけですが、維持基準がないと、そういうことになっています。

さらには、不遡及の原則というのがありまして、原子力発電所ができたときにどういう技術基準があったか、それでずっと縛るということになっているんですね。そうすると、シユラウドに關して技術基準がないときに作られちゃったプラントは、今どうやって維持管理したらいいか、何にも書かれたものがない。もちろん行政指導でやっているんでしょうけれども、説明責任的にも果たしていませんね。そういう状況にあるので、維持基準は是非とも必要だと思っております。

ただ、こういう技術基準を国が細かく定めるということは、これはうっかりすると関税外貿易障壁になるおそれがあります。したがって、WTOのTBT協定とか、そういうことから余り好ましくないこととされています。

そういうことから、日本機械学会ではこういう規格作りというのをずっとやっておりまして、既に維持規格というのも二〇〇〇年、二〇〇二年版と次々と発行しております。機械学会の発電用設備規格委員会というのが非常に中立、公正、公開の原則を守って運営しています。どういうことかというと、例えば傍聴したいという方はちゃんと申し出ていただければいつでも傍聴できるようになっています。それから、規格を定めるときには公衆審査というのにかけます。要するに、広く意見を求めて、反対意見があればとにかく何でも言ってくださいと、それに対して、委員会の方では誠意をもつてどうするかを決めますというシステムでやっていきます。正に学会というところの機能を最大限に生かして、日本全体の英知を結集した形で定めているのが学会の規格で、民間から下だと思わないで、是非そういうものを規制行政に活用していただきたいと思っています。

現在、実は機械学会のそういう委員会に行政の側の方も委員として来ていただいているんですけども、規制行政の専門家ということではいろいろと有益な意見をいただいているんですが、細かい技術的な話になりますと、やっぱりちょっと御意見なかなかいただけないというところもありまして、是非今度は国にもそういう技術の専門家をもっともつと育てていただいて、是非学会基準作りなんかに参画し、規制行政にも使っていただきたいと思う次第であります。

それから、ちょっと話が変わるかもしれませんが、今の制度というのは、内部告発といいますが、申告でもなければ国の方は不正が行われたか行われていないか分からないようなシステムになっちゃっているんですね。ある意味では内部告発を待つしかない。これ、そうじゃなくできるんです。

例えば、機械学会では、維持規格を定めてこれを行政に使ってもらえれば、検査する人間の資格認証認定のようなものも考えようと思っております。そういう制度ができれば、できたら第三者機

関がいんですよけれども、第三者機関にそういう検査員を配置する、ちゃんと資格を持った検査員を配置する。検査員が検査したところに何かあったら、これはもう電力会社の社員じゃないんですから、当然国の方にも報告する。そういう形にすると不正が起り得なくなるんですね。だから、システムとしてそういうものも擁護なきゃいけない。

ちなみに、こういうところも何でもかんでも国がやればいいじゃないかとおっしゃられるかもしれませんが、最初に申しましたように、国がすべてのものを何もかも見ますというのは、これはやっぱりとてもじゃないけれどもできません。実際、掛けている人手だって、会社の方が何百倍も多い人手を掛けてやっているわけで、その分だけ国が大きくなりゃいいじゃないかと、これ、とてもじゃないけれども許されることじゃありません。

となると、国はやっぱり監査だ。そうすると、こういうのは第三者機関が何かちゃんと物を検査して、それを国はちゃんとやられているかどうかを監査する。監査するのには、しかし当然検査する人間以上に専門家でなければこれはちょっと監査にならないんで、是非とも今度できます独立法人の方にはそういう専門性を有した方を配置していただきたいなと思っている次第です。

私の申し上げたいことは以上でございます。
○委員長(田浦直君) 以上で参考人各位の御意見の陳述は終わります。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

三人の参考人の方には、大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。
まず、佐藤参考人にお伺いしたいと思います。冒頭おっしゃったように、一連の原子力の記録の不正事件、これは原子力の安全文化の欠如であ

り、許し難い行為であるとおっしゃるのは、全く同感でございます。これはあったことでその後の保守管理の作業をやりにくくすることおっしゃったのも、非常にこれまた実務面まで行き届いた御配慮のある発言だと承っております。けれども、企業はなっていない、改めるということ。それからまた、その企業の経営者が責任を取ったというのも事実でございます。二つ目の問題として、行政の不作為と言ったら言い過ぎかもしれませんが、行政にも問題があるということは三人の参考人の方から言われました。

佐藤参考人に向いたいんですが、この福島の一原子力発電所の格納容器の問題を別にしますと、たくさん出てまいりました記録の、自主点検の記録の不正というのは、安全性を脅かすものであったとお考えかどうか。これは非常に地域の方からは心配が訴えられております。そこをお願いいたします。

○参考人(佐藤一男君) これ、安全に何がどの程度影響があるかというのは、大変難しい判断のところもございまして。私、あるところで例に引いたんですが、原子炉の運転をする人が朝出掛けに奥さんとけんかしたということだって、それはもう気分むしゃくしゃして仕事をすると判断を誤ってしまうというような可能性だってないとは言えないんです。

ですから、私、よく申し上げるんですが、安全性に關係がないことなんていうのはありません。けれども、これはおのずと物には軽い重いがございまして。そういう目で見ると、この当初出てまいりました、東京電力からはたしか二十九件だったと思いますが、これは安全上、少なくとも技術的に見たときに、非常に深刻で重大なものだといふものはございません。言ってみれば、ささいなものであったと言つてよろしい。ただし、それは技術的な判断であり、また法律上の判断であると。それと、そういう不正をしたという倫理の問題とは混同してはならないということは大切なことだと私は考えております。

○加納時男君 ありがとうございます。
社会的な倫理の問題、経営責任の問題と、それから技術的な安全性とは別だというのは、そのとおりだと思っております。

そこで、技術的な安全性で見た場合に、ささいなものというふうなお話が あったんですが、INESというのがある。地震で言う震度を見ているように、震度一から震度七まで、原子力の世界でも、先生御専門でございしますが、最も低いレベル一からレベル七まである。チェルノブイリはレベル七で、とんでもない激震というが、それはレベル一と国民的には理解しているわけですが、そういうレベルから見ると、一から七というレベルから見ると今回ののはどの程度のレベルかということをお願いいたします。

○参考人(佐藤一男君) 一つ一つ、実は、そのINESのこれ国際スケールと申しますが、当てはめて判断してはいなかったんでございしますが、ざっと申し上げれば、いずれもレベルゼロという、ゼロマイナスというやつかもしれません、その程度でございします。

○加納時男君 ありがとうございます。

次に、一つを除くとさつき申し上げたんですが、福島第一原子力発電所一号機の原子炉格納容器の漏えい率の事前テストの結果、いい数字が出なかったというので空気を送り込んで不正操作をした。これは、私の理解では明らかに電気事業法違反、そしてまた原子炉等規制法違反でありまして、明確な法令違反であると思っております。これについては厳罰を臨むべきだというのが政治家としての私の意見でありますし、事実、原子力安全・保安院では一年間の運転停止の処分にした、当然だと思っております。

私は、ここではそういう法令違反でけしからぬということとはしつかり押さえた上で、佐藤参考人に質問いたしますが、先生は立地審査基準やなんか非常に詳しいわけでありまして、立地審査基準なんかで見ますと、何かLOCAと言ってお

りますけれども、冷却材を喪失するような事故が起こって格納容器の中につと放射性物質があふれちゃってそこから外に出て何かあったときにも大丈夫なように基準を決めています。その基準というのは五ミリシーベルト、年間という数字が出てくると思うんですが、私は、定性的なお話で結構なんですが、それに対して保安規定というのはかなり厳重にテストの数字も決めています。今〇・五％だと思んですが、そういうことで考えると十分に、例えばこれが二％とか二・五％ぐらいであつても十分に裕度のある話なのか非常にクリティカルな話だったのかというのは、非常に住民の方から私も質問を受けたんですが、もしお分

りですけれども、冷却材を喪失するような事故が起こって格納容器の中につと放射性物質があふれちゃってそこから外に出て何かあったときにも大丈夫なように基準を決めています。その基準というのは五ミリシーベルト、年間という数字が出てくると思うんですが、私は、定性的なお話で結構なんですが、それに対して保安規定というのはかなり厳重にテストの数字も決めています。今〇・五％だと思んですが、そういうことで考えると十分に、例えばこれが二％とか二・五％ぐらいであつても十分に裕度のある話なのか非常にクリティカルな話だったのかというのは、非常に住民の方から私も質問を受けたんですが、もしお分

りですけれども、冷却材を喪失するような事故が起こって格納容器の中につと放射性物質があふれちゃってそこから外に出て何かあったときにも大丈夫なように基準を決めています。その基準というのは五ミリシーベルト、年間という数字が出てくると思うんですが、私は、定性的なお話で結構なんですが、それに対して保安規定というのはかなり厳重にテストの数字も決めています。今〇・五％だと思んですが、そういうことで考えると十分に、例えばこれが二％とか二・五％ぐらいであつても十分に裕度のある話なのか非常にクリティカルな話だったのかというのは、非常に住民の方から私も質問を受けたんですが、もしお分

りですけれども、冷却材を喪失するような事故が起こって格納容器の中につと放射性物質があふれちゃってそこから外に出て何かあったときにも大丈夫なように基準を決めています。その基準というのは五ミリシーベルト、年間という数字が出てくると思うんですが、私は、定性的なお話で結構なんですが、それに対して保安規定というのはかなり厳重にテストの数字も決めています。今〇・五％だと思んですが、そういうことで考えると十分に、例えばこれが二％とか二・五％ぐらいであつても十分に裕度のある話なのか非常にクリティカルな話だったのかというのは、非常に住民の方から私も質問を受けたんですが、もしお分

りですけれども、冷却材を喪失するような事故が起こって格納容器の中につと放射性物質があふれちゃってそこから外に出て何かあったときにも大丈夫なように基準を決めています。その基準というのは五ミリシーベルト、年間という数字が出てくると思うんですが、私は、定性的なお話で結構なんですが、それに対して保安規定というのはかなり厳重にテストの数字も決めています。今〇・五％だと思んですが、そういうことで考えると十分に、例えばこれが二％とか二・五％ぐらいであつても十分に裕度のある話なのか非常にクリティカルな話だったのかというのは、非常に住民の方から私も質問を受けたんですが、もしお分

いては、先ほどのお話伺うと、十分に国が安全だということを確認した上で、地域の納得も得て運転再開すべきだという意見がありますが、先生のお考えいかがでしょうか。

○参考人(佐藤一男君) これは、法令違反でないようなものについて国が停止を命令するというようなことは、これはできないものと私は理解しております。だからといって、もちろん事業者は好き勝手やってもいいということでは決してござい

先ほども申しましたように、現在いろいろ言われております事例は、いずれも技術的にはさほどシリアスなものではないのでありますが、問題は、そういうものを引き起こした職場倫理という、技術倫理の退廃の方がむしろ問題ではないかと。そうしますと、そういうものをきちんと立て直していくのが、これは事業者の責任でありますし、それと運転を止めるかどうかということとは必ずしも直接結びつく話ではない。法令違反でなければ、もちろんこれは、今言ったようなところについては事業者の判断というものは非常に重要でございしますけれども、運転を妨げる理由はないと私は考えております。

○加納時男君 ありがとうございます。

佐藤参考人は、原子力安全委員長をお務めになられました。原子力安全委員長と行政府と、行政庁との関係についてお考えを伺いたいと思っております。

よくダブルチェック機能の強化というんですが、ダブルチェックというのはちよつと誤解が多い言葉でして、同じようなことを二つの機関がやるんだと。私は、全然それじゃダブルチェックとは言わないで、それは無駄なチェック、無駄だというか無駄手間のチェックであります。やつぱり行政がしつかりと見る、それを今度監視するとい

いう、言わばそういうことが大事だろうと。元々の事業者が一番、終始二十四時間触れている設備でありますから、事業者が責任を持って自分で点検をしていく、それについて国が監査型の検査を

していく、それに対して原子力安全委員会がもつと高い立場から、原子力安全を担当している行政庁のやり方が的確であるかどうかを高い立場から、さつきの話でいうと、より専門性の高い高度な知識をお持ちの方が高い立場から指導される。

だから、ダブルチェックというのは同じことをやるんじゃないで、違った立場から、一方の検査を片方が更に監査するというふうな理解したんですが、先生のお考えはいかがでしょう。

○参考人(佐藤一男君) 正に御指摘のとおりというふうな考えです。

これは原子力に限りませんが、すべての産業活動ないしは社会活動に共通した原則がございします。それは、そういう活動の安全確保の責任は事業者が全面的に負うというのが世界共通の大原則でございします。では国は何をするか。これは、規制当局は事業者が自らの責任をきちんと果たしているかどうかを監視し、監督し、指導し、時に矯正するというのが、これが規制でございします。

それで、我が国の原子力の分野では、世界でもちよつと珍しい構造でございしますが、更にその上に、安全委員会が国の規制が的確かどうかということより高い立場から、言うなれば監視し監督するということ、そういう仕組みになっております。おっしゃるとおり、同じことを二度やるというのは、これは全く二度手間が無駄なことではございまして、ダブルチェックというのはそういう意味ではない。私、必ずしもダブルチェックという言葉が適当なのかどうかさえ疑問に思います。正

に、加納先生御指摘のとおりと考えます。
○加納時男君 ありがとうございます。

この関係で、班目先生に是非伺いたいことがございします。
先生は、原子力安全・保安部会だと思いが、の検査の在り方検討会の委員長を務められたと先ほどおっしゃいました。それからまた、機械学会でもそういった委員会のキャップを務めていらつしやると伺っております。

そこでお伺いしたいと思いますが、その検討会では、国の検査は事業者保安のプロセス全体を監査する体制を目指すというふうな趣旨のことがあったと私何となく記憶しているのですが、基本的には検査型から監査型へ移行するものとして理解しているのかどうか。先ほど先生のお話を伺うと、品質保証活動、これは事業者がやることだよと。それに対して国がしっかりと監査していくんだ、それがこの事業者の責任と国の責任との仕分だよというふうなお話がありました。だとしますと、今回の法案では、先生のお考えはかなり盛り込まれているのかどうか。

そしてまた、もう一つの質問は、検査型から監査型へ移行していくということは、法文上は何か定期事業者検査という名前に今度なっているんですが、いわゆる自主検査ということですが、ここに適用するところあるんですけれども、当然私は国の定期検査にもこういった考え方が適用されるべきじゃないかと思うんですが、その辺いかがでございますでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 正に加納先生がおっしゃるとおりでございます。検査の在り方検討会の中間報告書というのが七月に出てございまして、その結論というのは別に東電問題があったからといって何ら変わっていないというふうに考えております。したがって、最初に私が申しましたように、国ができることというのはやはりある程度限界があると。したがって、物をすべて見ている事業者がどういうふうに行っているのかというのをむしろ監査する方に重点を移していく、これはもう必ずしなさいいけないことだと思っております。今回、事業者定期検査でしたか、が法令に盛り込まれたということはその趣旨だということに私は理解しております。

それから、定期検査についても同様だということに私理解してまして、これは多分、法令の段階ではなくて、もうちょっと省令とかあるいはもっと先の段階になるんだと思うんですけれども、私申し上げたような抜き打ち的な手法を取る

とか、そういうようなことは実施段階で反映されるべきものだというふうに考えております。

○加納時男君 ありがとうございます。先生がおっしゃるとおり、法律に書くということのも一つの方法ですけれども、省令段階で実はこれから決まってしまうので、正に今日の参考人の御意見は、これからの省令作成についても非常に御意に富んだものだと思います。私も、そういう議論をこれからも国会の場でも是非していきたいと思っております。ありがとうございます。

先ほど先生は維持基準が日本ではできるのが遅れた、当然あるべきだとおっしゃったんですが、例えばさっきお話があったように、アメリカでは国の方ですべての基準を作るんじゃないかと、機械学会、ASMEのセクションIIですか、あれではこの維持基準というものを明確にしている。これを使うことをNRCが認めているということでございますけれども、日本でなぜこんなにこの適用が遅れたんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 本当の実情はよくは分かりませんが、恐らく原子力の分野でいろいろとトラブルが引き続いたために、多分、行政の方でも作らなさいいけないと思いつつも、じりじりじりと今になってしまったのではないかと、こういうふうに思っています。ただ、国が事細かくこういう基準を定めるということは、これは私申しましたように、WTOのTBTに引っかけられるかもしれないし、それから著作権の問題でもちよつと今もうできないんじゃないか。つまり、実は今、日本の規制というのはかなりアメリカの機械学会、ASMEが定めたものを使っているのが実情です。

しかし、国の例えば告示とか、そういうものになりますと著作権がないですから、日本政府がアメリカの機械学会に著作権を払って何か運用するということと非常に大変な形になります。だからこそ、民間規格というのを機械学会なら機械学会が作って、それをちゃんと審査して国が使用する、こう

いうのが世界共通の考え方でして、ちよつと私なんか反省しなさいいけないのは、機械学会なんかもそういうのに取り組むのは一九九七年からだったという意味で、大変遅れたということである反省しているところです。

○加納時男君 ありがとうございます。最後に、河瀬参考人に一つお伺いしたいと思っております。

河瀬参考人は、原子力発電それから原子燃料サイクル施設の所在地の首長として、また全原協の会長として、国策としての原子力発電、原発サイクルの推進と地域の住民の福祉、安全、安心、こういったことを両立するように大変御努力なさっていることに深く敬意を表するものでございまして。先ほどのお話を伺うと、まず今回の事件をしっかりと解決することが大事だ、そのための品質保証を始めとする企業に対する安全文化の再構築、それから行政に対する今までの不作為の反省の上に立つた法令の整備、正に今それを行って行くわけでございます。そしてまた、立法府に対する御注文、いろいろございました。

その上に立つての質問であります。そもそも原子力発電とか原子燃料サイクルの推進路線についてはどのようにお考えでしょうか。今回の事件があったから、立地地点では御意見が変わったのかどうか、これも非常に我々知りたいところではございますが、お伺いしたいと思います。

○参考人(河瀬一治君) 先ほど触れましたけれども、私どもの悩みというのが正にその部分でありまして、私どもの地域ですと、もう昭和三十年代に計画ができて、昭和四十六年の万博の灯が原子力で送られたというふうなことから始まりまして、非常に地域と原子力の関係が深くございまして、働いている方もたくさんいらっしゃいますし、関連の企業もあります。

そういう中で、やはり共存共栄をしたいというスタンスでやっておりますけれども、反面、トラブルとか事故がありますと非常に立地地域に対しての冷たい目といいますか、冷ややかな、やつぱ

り敦賀とかあんなところは危ないところやなど、こういうふうな感じで、極端な話が、昔のバスとていうのは窓が開いたものだから、窓を閉めなさいとか、それも敦賀を通ると。要するに、全然関係ないことですけれども、もうイメージがずんと下がるものだから。特に、こういうトラブルで隠し事があったという、いや、うちのところも一緒かと。何か隠して、何で隠しておるのやと。やっぱり悪いことをしておるので隠すと、そういうことで非常にイメージに影響を受けるものから、こういうことがありますと非常に頭の痛いところは事実であります。

しかし、今回のように、また法律等しっかりとやっていただいて、しっかりと国が責任を持って対応していただければ、やはり従来どおりの形でいきたいという気持ちは持っておりますし、恐らく多くの立地地域はそういう気持ちだと思っております。

○加納時男君 力強いお言葉、ありがとうございます。私も、同じ福井県人の東京支部におりますので、御一緒に頑張つてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○藤原正司君 民主党・新緑風会の藤原でございます。

参考人の先生方には、大変お忙しいところ御出席いただき、また貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。とりわけ河瀬参考人には、わざわざ遠く敦賀から来ていただきまして、ありがとうございます。

そこで、まず、河瀬参考人にお尋ねをしたいわけでございますが、原子力政策の推進は、国民、とりわけ立地地域の皆さん方の信頼がなくては絶対に成り立たないと。特に、立地地域の方々は、今回のことのみならず、これまででも大変ある意味では電力の消費の者には分からない様々な御苦労があったというふうにご覧いただいております。先ほどの御意見の中でも様々なお考えを聞かせていただきました。

そこで、全原協の会長として、今回の事業を踏まえて一応要望というか要請をされた内容の中で、原子力安全・保安院と資源エネルギー庁、エネルギーを独立的関係に見直していく必要がある、こういうお考えも出されているわけでごさいます。

これは、私も民主党としても、原子力安全規制部門の独立性の強化ということを主眼に置いて、既に議員立法で、実際は審議させてもらっていないんですけれども、議員立法として提出をいたしました原子力安全規制委員会設置法案、これにも相通する部分があるのではないかと、このように受け止めているわけでありまして、こういう考え方、規制部門のより独立性の強化ということが出てくる地元の背景と、皆さんはどういうお考えに基づくものか、この点につきましてお考えがございましたら聞かせていただきたいと思っています。

○参考人(河瀬一治君) このことにつきまして、やはりいろいろ先ほどの議論がございまして、取り締まる側との関係の中で、特に保安院の場合、二年間の公表がなかったと、そういうような調査もあったんだというふうに思いますが、そういう中で、どうしても今、原子力安全・保安院というのは資源エネルギー庁の下部組織というふうな位置付けられて、形的にあるものですか、そうするとやはりプルサーマルのいろいろな問題もございまして、それがあつたかという不信を惹起するといふことがあつたかという原因にやはりなつておるんじゃないかというふうにも思っています、やはりこれは、やはり今、原子力委員会と原子力安全委員会、こうやっていいますけれども、やはり推進と規制を明確にいたすか、そうした分離の、今の形ではそういう精神にもそぐわぬのじゃないか。やはり独立した関係にやはり見直しをして、推進する側と規制する側がしっかりとまぐ機能すればこういう問題というのは起きないんじゃないかというところで、是非私どもの要望のような形

で検討してほしいなと思いますし、特に原子力安全・保安院がより独立をした役割を果たすようにというふうな期待をしております。

○藤原正司君 ありがとうございます。

次に、先ほど大分話になりました維持基準の考え方について、河瀬参考人あるいは班目参考人にお尋ねしたいと思うんですが、まず河瀬参考人にお尋ねしたいわけですが、先ほど参考人のお話の中でも、今回維持基準という考え方を導入するということについて、原子力の安全水準を引き下げるものではないか、あるいはなぜこの時期に維持基準なのか、こういう御意見もあつたというふうにお聞きをいたしておるわけでごさいます。今回、先ほど参考人の御意見とすれば、早期に維持基準を導入してほしいんだと、こういう御意見もあつたわけですが、こういう一般の皆さんから安全に、維持基準の導入が安全にとつてマイナスではないのかといういわゆる不安ですね、そういうものと、そして今回の全原協としてまとめられた関係についてお考えを聞かせていただきたいと思っています。

○参考人(河瀬一治君) この維持基準につきましては、先ほど触れましたが、要するに全くいいもので、これがシユラウドとしますと、丈夫なもので新品同様でやつておれば間違いなしに安全性はより高いでありまして、やはり現実問題といひますか、それがあつたかという、いや大丈夫です、よというふうな隠してしまふ場合が出たし、報告もせぬでいいということですから、こういう問題も出ましたし、だから私も少しは現実問題とすれば物を使えば劣化もしまふしうしある程度度のことにはある、しかしそれははっきりと安全です、よという明確なそういう説明があつたりすれば安心します、それをやることによつて安全の後退にならぬように、なることも可能があるといふふうな考えまして、やはり基準というのは何で基準というのをごさいますので、その基準に照らし合わせてそれも情報公開を出す、そういうことをしっかりと対応すれば、やはりこの維持基準

というのはいつぱりないのが不思議かなというふうな思っています。

○藤原正司君 ありがとうございます。

そこで、班目先生にお尋ねをしたいわけですが、先ほど先ほども言いましたように、今回維持基準を入れるということがダブルスタンダードを作ることでないかと。例えば、安全設計上三センチの厚みが必要だといふものを二センチの基準を作るようなものではないかという誤った議論もあるわけでごさいます。

私自身は、原子力設備というものは安全基準を満たすように設計制作をする。しかし一方、金属を始め材料というものは、必ずそのときの環境あるいは条件に従つて劣化をしていく。問題は、この劣化をしていく過程の中でどれだけ安全サイドを見込めるかということについて、きちつとしたチェックが必要だと。そして、そのチェックをする方法、そして計測をして、そしてそれがどういう原因でなつたのか、あるいは将来、今後この傷はどう進展していくのかという評価、そしてその結果、取り替へなければならぬのか、監視をしなければならぬのか、修理していくのかというこの三つがセットになつてこの安全基準が確保されるというふうな思つております、これは単にチェックによつて現在運転している設備の安全を確保するということのみならず、むしろ得られた知見データを更に次の制作あるいは設計に回していく、何といひますか、サイクルを回していくといふことによつてより安全な機器の製造につなげていく。その意味で、二つの大変大きな意味がある。

だから、むしろこの、何といひますか、設計基準といふものと今考えられておる維持基準といふのは、もう一体不離即の関係というか、不可分の関係であつて、むしろ今までの片側の維持基準がないといふことの方が、工学的に考えれば、次の新しい材質は次の新しい機器を開発していくために実際に使つた上での知見といふものが大変大事だし、それをいかに生かしていくかというそ

の意味においては、大変今までの方が非科学的な規制を行つてきたというふうな思いがするわけでごさいます、こういう理解でいいものかということを含めて、お考えを聞かせていただきたいと思っています。

○参考人(班目春樹君) 藤原先生のおっしゃるとおりでごさいます。

まず、ダブルスタンダードじゃないかということですが、明らかに設計・建設段階と維持運転段階ではやはり違いがあつて当然です。アメリカ、我々がよく使つておりますASMEの方の規格でもセクション3というのが設計・建設規格であり、セクション11というのが維持規格でありまして、もう一九七〇年代からアメリカの方ではこの維持基準というのが当然必要だということに使われてきているわけでごさいます。物が何か、要するに原子力に使うものは無傷でなきゃいけないといふのはこれは建前としては言えるんですけども、現実にはそんなことはあり得ないんです。

建前はつかりこだわるといふことになるかといふと、傷があるんだ、じゃ、上をまたちよつと溶接が何かして直しておけとかなんとななるかもしれないけれども、これは構造工学の方の専門の人間から見るとんでもないことで、むしろ、そんなことをしたらかえつて材料を傷めるかもしれないんですよ。だから、科学的合理性といふのは、場合によつては傷があつても十分問題がないと証明できたらばもうそれでよしとする。そういうしないと、建前はつかりにこだわるとかえつてとんでもないことになる。

で、藤原先生おっしゃつたように、正に運転中にどういふことが起こつていふのかといふのもちゃんと調べて、それをこれからの知見として活用して、科学技術の進展にも資するといふ姿勢こそが必要だと思つておりました、藤原先生のおっしゃること、正にこもつともだといふふうな思います。

○藤原正司君 引き続き、班目先生にお尋ねを

したいわけですが、今回のような事案が発生してまいりますと、もつと国の安全規制を強化しなさい、電力事業者というのは信用できないんだから、もうあらゆるところで国がすべてチェックをしなさい、規制をしなさい、こういう声が強まってくるわけでございます。

これ一面、そういう国民の皆さんの声が出るということも、これは理解できないわけではございません。ただ、冷静に考えた場合に、国のチェックというものが、特にこの安全規制に関して直接的に細かく深く深く入っていくことが果たして真の安全につながるのかどうかということについては、これはある意味では安全重要度に基づいた正しい意味での差別化ということが本当に必要ではないかというふうに思うわけでございます。特に、これをやらないと、結果として、本当に大事なものに、大事にして検査を強化しなければならぬというのに対して意識を、逆に何もかも同じという感じで意識を薄めてしまふ。あるいは軽易なものに時間や労力を割くために、本当に大事なものが逆に制約を受けてしまふ。あるいはまた、安全の規制さえ守ればいいと。

結局、規制に頼る余り、自らが安全を築き上げていくんだという事業者の積極的といいますか、能動的な安全文化の向上というものを逆に阻害はしないのかということ懸念するわけでございますが、この点につきまして、お考えをお聞きたいと思ひます。

○参考人(班目春樹君) これも正におっしゃるとおりでございます。

私も申しましたように、今は定期検査というのを国が直接やっているからいいんですというように言ひ方はもう本当に建前にすぎなくて、あれだけ複雑なシステムですから、それを全部見ているのはしせん事業者ですね。ですから、建前はやめて、全部見るのはそれは国はできませんと、だけれども電力事業者が責任を持ってちゃんと見ていくことはしっかりと監査させていただきまますよ、正にそこに重点を置かなきゃいけないと思ひ

ております。

ただ、そうだとすると、じゃ、国はもう物の検査しなくて監査だけしていればいいかということ、やっぱりちょっとそれは私もどうかと思うところがありまして、安全上本当に重要なものは国が見るということも、これからのやっぱりやってしるべきだと思ひます。

そこで、これとこれを見るよというのは、何となく昔決めたからもうずっとそのまゝいよくというの、やっぱりこれ建前主義で良くないんであつて、おつしやるように定量的な安全評価指標みたいなものを使いまして、重要なものをちゃんと選び出してそれを見るようにするし、決められたものだけを見るというのではなくて、もう本当に抜き打ちで、今回はちょっとチェックでこれも見ましようとか、正に弾力的な運用をするようにしないと、なかなかこういうチェックの実効性というのとは上がらないというふうに思ひております。○藤原正司君 次に、河瀬参考人にお尋ねしたいわけですが、要は、トラブルとか不具合が発生したときの報告基準あるいはルールの在り方についてお尋ねをしたいというふうに思ひて

今回事案によりまして、原子力設備におけるトラブルとか不具合にかかわる報告基準あるいはルールというものが、法律があり通達があり解釈レベルと、かなり多岐にわたつておりまして、その運用が非常に複雑あいまいといひますか、そういうことがある意味では国民の皆さんの不信を招いた一つの大きな要因ではないかというふうに思ひております。

この原子力施設の安全性に対して極めて関心の高い地域の皆さんにとりまして、この安全性の信頼を担保する上で、あるいは報告などのルールの在り方について、今現在、立地地域の自治体等の間では安全協定というのが別途定められているわけですが、トラブルのときの通報の仕組みなどが規定をされているわけですが、今回の事案を踏まえまして、この報告ルールというものの在

り方について特に何か特段の御意見があるかというところですが、私自身の考えとしては、要は、この情報というのがこの安全に対してどれだけ重要な度があるのかというのをまずはつきりさせることが一番大事だということに思ひておりますし、中身を見てすぐ分かるやすいということも大事なことだというふうに思ひておるわけですが。

そういう点を含めまして、お考えございましたら聞かせていただきたいと思います。

○参考人(河瀬一治君) 私ども、確かに安全協定に基づきまして、いろんな情報を入れたり、私どもは、ちょうど敦賀市、ケーブルテレビが九九%家庭に普及しておりますので、そのチャンネルでそういう報告がありますと流します。例えば「ふげん」でこういうことがあつて今は止まつていますというふうなことで、情報はなるべく流したりしてございまして、確かに細かいやつも流します。それが流れればなしになることもありますから、そこで基準を作つて、ここまでならお知らせしましよう、これはというやうなやつもやはりもつと明確にすべきかな。かなり私も細かく実はそれ今対応をさせていただいておりますので。

これは敦賀市の例でございます。ほかの自治体はまだそこまですと私どもは把握していません。ところどころございまして、今のそういう安全協定の中での報告等には、今の私どもの地域は問題はないというふうに考えておりますが、またこれ全原協全体として、その辺りのそれぞれの実地の状況などもまた調べながら、基準的にまとめられるようなことがございまして、これから私どもの全原協の研究課題みたいなものにも上げて、いろいろ情報交換をしたいと思ひております。

また先生のアイデアをひとつよろしく願ひします。

○藤原正司君 時間も参りましたので、最後に佐藤先生に、参考人に、この申告制度について一点お伺いをしたいというふうな思ひております。今回は、炉規制法に申告制度というものが設けられて、初めて実際にこの法に基づく対応がなさ

れたわけですが、ところが、大変大きな問題が、次々とこの法の運用をめぐつて問題点が出てきたということではないかというふうな思ひております。

この申告制度につきましては、我が国の風土の中でなじむのかなり難しいのかという論議もあることも事実でございますけれども、この申告制度についてきちつとルール化をしてオープンにしていく、国民の皆さんにオープンにしていくという方が、むしろ事業者におきましても経営上のリスクマネジメントの一環として法令遵守体制の確立を促すという、ある意味では良き緊張感を与え、そのことが結果として内部努力による不正事案発生を未然防止するという、そういうことにもつながつていくというふうな思ひておるわけですが、問題は、この運営に当たつて何を考えてきちつとやらなければならぬのか、この点について、お考えございましたら聞かせていただきたいと思います。

○参考人(佐藤一男君) 全く実はたまたまでございまして、昨日、保安院のこの申告の調査委員会というのが開かれまして、私、その調査委員会の委員長を務めておるところでございます。

これは、先生もたまたま触れられましたように、特に原子力の世界でこういう申告制度というのは、これまで決つてなじみの深かった、少なくとも日本ではなじみの深かった制度ではございせんでした。したがつて、これをどういうふうな運用をしていけば最もその効果が上がるのかという点については、現在、非常に正直に申し上げますと手探りをしておるところでございます。これは、極めて正直なところでございます。実は運営要領、その調査委員会の運営要領などというの、調査委員会はたしかこれまで三回開いたと思ひますが、既に最初の案が改定されておるわけでございます。

私、それにしても、この制度をどう生かし、これから何を我々得ようとしているのかというその理念は極めてはつきりしておるということござ

現在これを運用しております際に、非常に私ども気を遣いますのは、申告者の保護ということでございます。これは、法律上は確かに申告したことをもって不利益な扱いをしてはならぬと書いてあるんですが、それだけで本当に十分かというような多少問題点の御指摘等もございまして、申告者の立場というのをごだけ守るということに非常に配慮をしているわけでありま

○藤原正司君　運用に当たっては、やっぱり外国の例も見ながら我が国に最もマッチする運用ができるように、やっぱり絶えずチェックを入れていく、見直しをしていく必要があるというふうに思っております。

今日は、参考人の三人の方々、委員会の方においでいただきまして誠にありがとうございます。
非常に参考になりました。ありがとうございます。

私たち公明党としては、こういった今回の問題を極めて重大視、当然のことながらしておりまして、我々としては原子力についてどういうふうに考えているかといいますと、安全性を大前提にし

それで、最初に河瀬参考人にお尋ねしたいわけでありますが、全原協でしょうか、会長をおやりになっているということで、恐らく関係庁、関係自治体の方々と今回の問題についても様々な角度の議論があったと私は思います。

○参考人(河瀬一治君) 先ほどもお話した中で
申入れをしたわけでありますけれども、その前に

役員集まりましていろいろと話し合いを行いました。確かに西川市長のおっしゃるとおりでもござい
ます。非常に信頼また信用、そういう面をとら
える上では非常に根が深いものもあるというふう
に私どもも感じておりますし、その部分をいかに
すきとした形にしていくかというのがこれから
の話題であります。

立地地域もそれぞれいろいろ状況も違うところ

佐藤参考人と班目参考人に同じ質問でありますけれども、お聞きしたいと思います。

今の日本の原発は技術的にも法律的にもアメリカを手本にしている。恐らく維持基準についてても何らかの参考になるという、そういうったスタンズで今後考えていくんではなかろうかなと思っていきますけれども、このASMEの維持基準を考えるといく、あるいは設計基準を考えるといく場合に、もちろん材料力学的なあるいは材料強度学的な意味では理論的であるということと当然基本にしていると、言うまでもない話だと思うんですね。

ただし、この理論的ということについてはいろいろ議論がありまして、必ずしも安全性だけではないと。それを含みつつ、さらに機器の強度を純理論的に検討するということが当然あるんですけども、その場合は、原子力压力容器の余肉ですか、これ余裕があるとかないとかいう話に当然なってくるんですけども。

これは、安全性と多少外れるか、ある意味では経済性の方に行く話かもしれませんが、要するに

といひますのは、先ほど材料力学的なるいは強度の關係を含めて、構造的な分野だけでなく、やはり私はもつと十分なチェックをするといひうか、構造計算のことを十分考えなければいけないといひと。その場合に、例えばの話でありますけれども、原子力の発電の中においては非常に高い温度があるところもあるし低い温度の水が流れていゝところもあると。そういった場合は、流体力学なんかの考え方を持ていきますと乱流現象が当然生じてゐるわけですよ。だから、乱流解析を当然しなければいけない。

この辺について簡単に言いますと、高サイクルの熱疲労が伴う複雑な現象も生じることも当然あり得ると。これは当然、構造体につながっている話でありますから、熱応力の繰り返しが頻繁に生じる。あるいは、製造という加工のときの段階で残留応力なんかも残っているわけでありすから、そういったものと相まって熱疲労によるクラックは、割れが、ひびが生じるということ是十分考えられる。そういったことの影響としてシミュラウドの話も当然出てくるかもしれないと思うんですね。

そこで問題なのは、こういう乱流現象とかそういう解析手法の在り方、私、先ほどアルゴリズムという話をしましたが、ここが私は一つは

大きな問題になっているんじゃないかなと思うんですね。といいますのは、モデル化するかあるいは平均化した系を基にして計算するわけですよ。平均化したということは、平均化した結果の値しか出てこないということなんです。実際に動いている現象というものをそのままシミュレーションをしているわけでは私はないと思うんですね。平均化のモデルなんですよ、ある意味では。モデル化というのは、ある意味では単純化するということですからね。ですから、そういった面について、やはりもっとも十分に構造的な面での議論、流体力学的な面での知見の積み重ねが必要であると。

それで、その場合にまた、もう一つは、普遍的でない経験的な定数をモデルの中に付け加えてやるケースだってあるわけなんです。だから、現象を的確に把握した構造計算等々になっていない可能性が十分あり得る。ということは、逆に言いますと、古いアルゴリズムでやっているということが言えなくはないと思うんですね。

その辺について、やはり私は、これは技術基準の作り方とかあるいは維持基準の作り方、こういった面について、非常に基本的なものになるということですから、改めて私はそういったところから見直しをする必要が十分あり得ると、こう考えていますけれども、どうでしょうか。

○参考人(佐藤一男君) 私、必ずしも構造解析が専門でございせんので、今、先生の御指摘にどこまできちんとお答えできるか少々自信のないところもございしますが、若干、門外漢ではございますが、一技術者としてこういう問題をどう見ているかということをおまじ申し上げたいと思います。

現在、いわゆるASMEのコード、設計基準でございしますが、こういうものが、これは日本だけではございせん、世界的に非常に大きな影響を与えております。現在使われている、例えばセクション3といいますが、これは考え方の上でそれまでの設計手法から大きな変革があつたんです。一つは、それまではデザイン・バイ・スペシ

フィケーションからデザイン・バイ・アナリシスという、そういう考え方の変化があつた。それから、同じく構造強度を評価する考え方で、それまでの最大主応力説から最大剪断応力説というものに切り替わるんです。

そういう非常に大きな変化が現在のセクション3が定められたときにあつたんですが、これだつて、そのときの思い付きでこういうことが決められたわけではなくて、それまでの非常に多くの経験、解析その他の知識からそういう新しい基準になったわけでございます。

それで、現在でもこのASMEにはたしか常設の委員会があつて、新しい知見をこれに取り込む、現在の基準に取り込んでいくという活動を連続的に行つております。今御指摘の解析の手法その他についても、非常に様々な研究発表や何やらございまして、それはもちろん日進月歩と言つてよろしい。先ほどちょっと平均化という御指摘がございましたが、それは全くないとは言いませんが、例えば現在のあれは有限要素法なんかですとかかなり局所的な応力まで解析できるようになっていると、私、自分でやっているわけではございませんが、というふうに聞いております。

ただ、問題は、こういう技術の進歩というものを、これも先生から今御指摘がございましたように、いかに速やかに適時にそういう基準等に取り入れ、反映していくかということが極めて大切なことであつて、そういうことができるような仕組みにしておかなければならないということでございます。そこが非常に大切なことかというふうに考えます。

○参考人(班目春樹君) 佐藤参考人の方から大体答えが出てしまつたので付け加えることは大してはないんですが、基本的な考え方は、やっぱりデザイン・バイ・アナリシスというやつでして、それまでは要するに分からないところは大きなマージンを取つておけばいいでしょうということと設計していったわけです。それが、ある程度解析できるようになつたから、そういうときはしっかりと解

析させる代わりに安全率というやつ、裕度を切り下げていっていいでしょうと、そういうことでだんだん詰めてきております。

しかしながら、やっぱりそれはいつても人知を超えん何かがあるかもしれない、こういうのもちゃんと余裕として見てみると、そういう形です。例えば、現実にあつた話としては、「もんじゅ」で温度計が折れたということがございました。あれなんかも、実はもうあのときまでにASMEの方ではマンデータリーな、強制的な規格ではないんですけれども、ノンマンデータリーな規格としてはこういうふうにしなきゃいけないよというのをもう既に規格の中に入れて込んでいたんですね。

それがしかしながら日本の技術者に伝わるのが遅れたというようなことがあつたわけであつて、実はそういう技術者、何といひますかそういう研究は日本でも盛んに行われているわけですから、正に民間基準、学会みたいなところで最先端の知見というのをいつも集めて、ちゃんと規格の形にしておくと、それを直ちにやつぱり規制行政に反映するというようにした方がそういう問題も避けられるということでは、是非そういう方向を考えていた

だいたいと思つております。

○加藤修一君 先ほど有限要素法の話が出たりなんかしましたけれども、いかに反映しているかどうかというその仕組みが大事であるというのは佐藤参考人の話だと思ふんですね、正に私はそう思ふんですけれども。

それから、班目参考人の方から、分からない分がある、あるいは裕度を切り下げてくるといふ話がありましたが、人知を超えた何かがあるかもしれない、確かにそうなんですけれども、それ以前の段階のところで、いわゆる最先端の科学的な成果をいかに導入してやっているかということについては必ずしもまだ最先端の話じゃないんです。

先ほど佐藤参考人が平均化の話をしておりまして、先ほど、この問題だつて平均化それ自体が問

題であるわけですから、物によつてはですよ、扱うところのシミュレーションにしてもですよ。だから、この部分については、私は、全体的な維持基準を作るといふ話に仮になつた場合、もう本当に基本的なところから改めて計算し直すというぐらいのことをやらなないとそれはなかなか分かんない話だと思ふんですよ。この辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(佐藤一男君) これは誠に申し上げたいところ、私、構造解析ではございせんが、若いころ解析の仕事で随分やらされたものでござい

ます。そういういわゆる解析屋として言わせていただきますと、解析というのはしよせん計算です、つまりは。ですから、実際にあるものを完璧に表現、再現するということはできません。ですから、そういうことも踏まえて、幾ら詳細に解析しても必ず何がしかの安全余裕をそこに入れておくというのがこれは工学の常識でございます。

そういうことで仕事をしていくということとございまして、ただ、基準ということになりますと、それを使つて実際に仕事をすると、余り分りにくいことが書かれたんでは基準にならない。そこで、大事なことは、実際に実行できるような基準を作るに当たつて、その基になるところの徹底的な説明、現在の最新の知見を動員した説明をして、そして、さらにそれに先ほど申しました適切な安全余裕を組み込んだものが基準という形になるものというふうには私は考えております。

○加藤修一君 佐藤参考人のそのお話は分らないかないんですけれども、やはり最新の知見というところをどういうふうに反映させるかというものが極めて重要だと思ひます。やはり現象をどうとらえるかという場合には、平均化の考え方というのは私は局所的にはすべきでないと思つております。

それと話が、もう三分ぐらいしか時間がございせんので別の話に行きたいんですけれども、代替的な話の関係を考へて、エネルギーの考え方を

示していきますと、さきの国会でエネルギー政策基本法というのが成立したわけなんです。その中で、私は太陽・水素系の経済社会をどう作っていくかということが極めてこれからの長期的な中で大事であるというふうな主張をまいりました。また、答弁者も正にそれとおりだと、そういうふうなこの基本法の中味を読んでいただきたい、取っていただきたいと。実際に第三条にもそういうふうな記述があるので、加藤さんの言うこととこのことですよという話がありました。

時間がないので、端的にちよつと河瀬参考人の方にもお聞きしたいんですけれども、こういう水素エネルギーを含めた形での長期的な社会の作り方ということについてどのようにお考えかということで、手短に、佐藤参考人そして河瀬参考人ということ、よろしく願います。

○参考人(佐藤一男君) これは大変に難しい御質問をいただきました。私もうまく答えられるかどうか分かりません。しかしながら、これは水素に限らず、将来何がエネルギーの主流になるべきか、あるいはなり得るかというのは随分慎重に考えなきゃならない。少なくとも、例えば、現在のところ、水素を使うといつてもその水素を生産するために別なエネルギーが必要なんです。そういうところをちゃんと解決していかないとけないということでございます。

ただ、申し上げたいのは、我が国のエネルギーの自給率は二〇%、その中の、二〇%の中の一三%が原子力なんです。そういう状況を考えますと、日本、現在はあれかこれかなんて言っている状況で、あれもこれも可能なものは全部一生懸命追求していかなくちゃならない、そういう状況ではないかというふうに私は考えております。

○参考人(河瀬一治君) 私どもも、エネルギーを供給している地域ということで非常にエネルギー問題に関心もございまして、私個人としてもやはり原子力は先生と同じ考えなんです、つなぎである。これはもうずっと続くわけがないし、やはりもつともつとすばらしいものが必ず、人類と

いうのはいろいろもうこれから勉強していきましようし、いろんな発見もありましようし、発明もありましようから、私はもう原子力をはるかに超えるすばらしいエネルギーができるという確信をしながら、しかし現実問題として今しばらくはこれは原子力は要る、そのために国策としてやるということでも私も地域は協力をさせていただいている立場でありまして、やはり原子力に代わるいいものができることを信じながら、今は安全、安定に原子力発電所をやつてほしいなと思つて一人です。

○加藤修一君 どうも参考人の皆さん、大変にありがとうございます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。参考人の皆さんにはお忙しいところを本当にありがとうございます。

私、九九年九月三十日のジェー・シー・オーの事故の当時、当委員会の委員をしておりまして、事故の真相究明、再発の防止、そして原発事故の避難対策などの審議に参加をした一人でございます。佐藤参考人は当時、原子力安全委員会の委員長としても御出席いただきましたし、また河瀬参考人も実は出席をなさつて私も質問をさせていただきまして。本日もよろしく願ひいたします。

当時は、政府も事業者も、あれは核燃料施設の問題だと、原発は安全だ、大丈夫ですよというふうなことを始終言つておまして、相変わらず原発安全神話に終始をしていたと私は記憶をしております。ところが、あれから三年たつて、日本の原子力行政の正に根幹を揺るがすような、東電を始め電気事業者による今回の未曾有の原発の不正事件が起こつたわけです。

私たち、日本共産党の国会議員団は、該当する原発を始め、全国一斉に原発の地元調査にも参りまして、実は私、地元は京都ですけども、河瀬参考人の敦賀の日本原電にも調査もさせていただきまして。立地地域の住民の皆さんや国民の不信と怒りというのはジェー・シー・オーの事故とは比較にならないもの、非常に大きいものを感じ

ました。初めはうそではないかと絶句したとか、原発の安全神話は崩壊した、東電と国にだまされ、裏切られたというような声は共通して出されておりました。あれから三か月ちよつとたつたんですけれども、残念ながら真相解明の国民の願いとは遠く、幕引きの動きすら感じるといふ、私は大変な危機感を持っております。

まず第一に、河瀬参考人にお伺いしたいわけですが、今、食品の偽装工作など国民の厳しい批判にさらされている分野もございます。会社が存在にかかわる重大な事態になっている企業も出てくるわけです。今回の東電などの不正事件というのは、放射能被害の危険性に関する非常に重大な問題でございます。ところが、東電の二十九件については厳重注意でとがめはなしと、格納容器の問題では原発が運転停止になったわけですが、私がいいますのは、そもそも原発の安全にかかわる検査をごまかすだとか、隠すだとか、こういうふうにして原発の安全問題について国民をだますという、そういう事業者は危険な原発を扱う資格がない、それほどまでに私は厳しく考えておりますけれども、これは率直に言つて立地住民の皆さんの率直なお声ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(河瀬一治君) そうですね。やはり西山先生のおっしゃるとおり、東電の事件の発覚したときには信じられぬというふうな言葉も飛び出しましたし、私どもの地域においてもそういうような本当に不信の声、また私も市会の方に四名の共産党の先生方がいらつしやいまして、いろいろ頑張つていただいておりますけれども、本当に不信感を持ったことは事実であります。

といって、気持ちはそうですけれども、それじゃあ施設をふろしきに包んですぐどこか持つていけるものか、実際に止めてしまつていいものか、これはやはり地域としても議論をせざるを得ないところもございまして、先ほども言いました、非常に困つたことはするし、といって全部なくなるわけでもないしというのは、また必要

性は必要性、そして不況の中で大変景気の悪い中でそういうものが相まつていいますか、そういうことで、非常に複雑な思いでありますけれども、基本的に先生おっしゃるとおり、とんでもないことであるし、そういうことはもう今後二度とないようにする、そういう姿勢を取るべく今いろいろ議論されておると思いますので、気持ちはやつぱりそうです。

○西山登紀子君 とりわけ立地住民の皆さんの、本当にこれは日々日常の問題として非常に苦悩があるということは私もよく分かります。

次に、佐藤参考人にお伺いしたいわけですが、私も、参考人はジェー・シー・オーの事故のときにも、原子力安全委員会の委員長をなさつていらつしやつて、今回は東京電力の点検記録等不正の調査に関する評価委員会の委員長を務めていらつしやるわけですね。今回の事件に関しては、国民の皆さんは、東電だけではなくて政府と一緒になつて申告隠しをやつていたんじゃないかと、不正隠しをやつていたんじゃないかと、国民を危険にさらしていたということに対する政府に対する怒りと不信というのはまた非常に強いものでございます。

この問題というのは、エネルギー政策の根幹にかかわる重大な問題でございますし、この安全性が、たつた一人の労働者の善意と勇気によつて告発され、申告され、辛うじて担保されたという驚くべき事態になっているわけでございます。今回の不正事件を教訓にして、きちつとここで一度立ち止まつてきちつとした検討をしないと、私は重大な事故が起こるんじゃないかという懸念を強く持っております。

そこで、東電の報告書はもとよりなんです、十月二十八日の評価委員会の中間報告、十月三十一日の原子力安全規制法制検討小委員会の中間報告などど読みましたけれども、また委員会でも取り上げてまいりましたが、率直に言つて肝心なところが解明されていない、こういう疑問を持っております。

これは私だけではなくて、十一月の二十日に、実は原子力発電関係団体協議会ということで、十四の知事さんが参加をしていらつしやる協議会が原子力発電等に関する要望書というのを出していらつしやる。十一月の二十日です。その要望書はかなり詳しくいろいろなことが書かれておりますけれども、こういうのがありますね。

東京電力の自主点検作業記録等の不正記載、格納容器漏えい率検査における偽装工作の事実関係の徹底した調査を行い、責任の所在を明らかにするとともに、すべての原子力発電所の安全性を確認すること。それから三つ目のところで、今回の不正問題に関連し設置された二委員会において厳正かつ徹底的な調査検討を行い、その結果を関係自治体に対し十分な説明を行うとともに情報公開を徹底すること、こういうような要望内容も出ているわけですね。

さらにもう一つ、私が大変注目いたしましたのは、原子力学会の倫理委員会が実は提言を出していらつしやいます。この提言は、不祥事の責任を組織全体だけにあるという認識が定着すると、かかわった個人に免罪符を与えることになるかと厳しく批判をしております。実行者自らの行為のどこに問題があったのかを真摯に反省し、それを公表することで再発防止を誓うべきではなからうかということ、言わばだれがどういう形でその不正にかかわったのかということとをきちっとやらなければ、そしてまた国民に公表しなければ、むしろ処分された幹部というのは組織の犠牲者として美化されて貢献者ということにもなりかねないというふうなことを指摘をいらつしやいます。

やはり、これは実行者がどのような状況でどのような行動を取ったのかを分かりやすく説明するようにすべての原子力事業者に求めるといふ、そういう内容の提言が出されておまして、これは大変私も注目をいたしましたけれども、佐藤参考人はこの二つの指摘あるいは要望、こういうことについてどのようにお考えか、それにどのように

こたえていくつもりかどうか、ちょっと。

○参考人(佐藤一男君) 今の先生の御質問の中で、まず保安院が申告隠しをしたという御指摘があった。これは私が知る限りそういう事実はございません。申告そのものは隠しておりません、私

が知る限り。それはともかくといたしまして、今、様々な御意見等の御紹介がございました。私それぞれにもっともだと思えます。そういうことをこれからきちんとやっていかなきゃならない。

何より、私、冒頭に御指摘申し上げましたように、この問題の根底にあるのは本当に一人一人の倫理の退廃だと、これをどうやって立て直していかなくちゃならないかというのが根底にある。そのため様々な方策があるかと思えます。それらを、これがいいと思う方策を一つ一つ粘り強くやっていくということが是非必要なことだと思います。

ついながら、信頼というふうなものは、これは失うのは一瞬で足りませんけれども、これを手に入れるのは物すごく時間が掛かるし、いったん損なわれたものを取り戻すというのは不可能に近いぐらい困難なことです。でも、やらなきゃいけないことだと私は思います。

ついながら申し上げますが、私が直接関係いたしました評価委員会、この評価委員会というのは必ずしも事実の究明をする委員会ではございませんで、保安院がやってきたのが適切であったかどうかということを見ていた委員会でございます。

その中では、例えば申告者が特定できるような情報を不用意に外へ出しているなどというふうな指摘も随分しておるんですが、何よりも強調しているのは、安全の問題というのは単に技術的な問題ではない。これは国民に信頼されないと意味がないんだ。そういう観点と申しますか、物を見る角度がこれまでの保安院にはなかったんじゃないかという指摘をしているところでござい

ます。さらに、ただいま情報の公開というお話もございましたが、例えばこの申告の問題についても基本的なスタンスは、今言った申告者の保護というふうなことは配慮しながらも、可能な限り速やかにこれを公表していくというのが基本的なスタンスであるべきだということ、その評価委員会の報告書で強調しているところでございます。

そのほか、私、直接タッチしてなかったところもございまして、それらについてすべて論評するわけにはまいりませんが、タッチしていたところについては以上のとおりでございます。

○西山登紀子君 今、保安院が申告隠しがなかったとおっしゃいますけれども、私は違うと思えます。申告があつてから二年間公表されておりました。大臣にも報告がされていなかったという事実を私、当委員会でも質問しておりますので、その点について私の方からそういうことを申し上げ、時間がありませんので次の質問に移らせていただきます。

河瀬参考人にお伺いしたいんですけれども、この今の事件を契機といたしまして、やはり規制と推進の機関を分けるべきだというのは、これはもうそれこそ世論になってきていると思えますね。

参考人は十一月の「エネルギー」で、雑誌ですけれども、保安院を経済産業省から分離、独立して国民の真の代理人として防災も含めて一元的に安全管理に努めてもらいたいという提案をされております。私たち日本共産党は七〇年代からそういう分離を主張しております。市長の地元の福井県議団、敦賀市議団もその立場で今日まで奮闘

してきたところでございまして、ようやく意見が一致してきたかなというところで意を強くしているところなんです。しかし、私たちもいろいろ質問なんかしておりますと、実はジェー・シー・オーの事故のときと、それから今こういう東電の不正事件が起こったときと、政府の答弁というのはほとんど変わっておりません。それは、私、痛感いたします。

小淵総理がジェー・シー・オーのときは私の代

表質問に答弁をなさったわけですが、そのときから、やはり推進側であります経済産業省、通産省の下に規制の機関を置いて、そして原子力安全委員会とのダブルチェックだから有効なんだと、私にとつてはまるでお題目のように同じような答弁が繰り返されております。

今回の事件を見まして、まず第一義的にこの保安院、名前が変わって保安院になりましたけれども、保安院がこの二年間全く機能が、規制の機能が果たせていないということはもうはっきり、事実としてはっきりしておりますし、あるいはその前のエネ庁時代の機能が発揮されていないというところはつきりしてきておりますし、またダブルチェックという、安全委員会とのダブルという問題ももう実態的に破綻をしているということは明らかですけれども、まだそういうダブルチェックで有効なんだということを繰り返して答弁されているので、私は当委員会でも平沼大臣にも申し上げたんですけれども、余りそういうことに固執すると、かえってそのことが癒着体質だといふふうに見られますよといふふうなことも率直に申し上げましたし、アクセルとブレーキというのは同時に踏めないものだし、白と黒を混ぜたら灰色になるんだから、安全性は限りなく灰色になるというふうなことで厳しく私も言わせていただいたわけですが、今なお政府がこういう態度を取っているということについて、立地自治体の住民の皆さんが本当にこういう説明で納得できるか、市長の立場としてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(河瀬一治君) その「エネルギー」の雑誌の方に出たわけでありまして、私もインタビューを受けました。そして、そういう気持ちといたしますが、やはり立地自治体というのは安心、安全がありませんと、これはもう本当に近くに住んでいまして、一番近い人なんかはもうそのサイトから直線で行けば、もう二百、三百メートルから四百メートルのところに人が現に住んでいますし、そういう意味で、当然誘致したときにも、安

心、安全、これが第一です。その後、一に安全、二に安全、三、四が安全で、五に地域振興というところでいろいろ言っておりますけれども、これも必要でありますのでどうしてもいつも言わせていただきます。

それで、安心、安全をいかに確保していくかというところで、実はこれ全原協としての要望は先ほど言いました独立的ということでありましたけれども、ちょうどまだ総会の前に取材がございまして、まだちょっと決定してないということ、総会の中では、やはりいろんな立地の状況もございまして、こういう形で独立的にやってほしいと、しっかりと、基本的にはどういう形であれ、安全で安心なものであれば私どもは結構です。私どもの地域は安全で安心なものであれば、形がどういう形で、国が一元的に私は原子力については責任を持ってやってくださいということをお願いしていますから、立地地域としてはそういう気持ちでありますので、これは独立的な関係でいい形で安心、安全で結んでいただければいいというふうには私は思っています。

○西山登紀子君 最後の質問になるわけですが、私も、河瀬参考人にお伺いしたいと思っています。

十一月七日の当委員会の実は私は質問で、一九七七年に、当時、田中大臣の通達というのが出ておりまして、これは関電のそういう不正事件というのに端を発して、田中大臣の通達が出されて軽微な故障でもすべて報告をしないという、そういう通達が出ています。ところが、八八年に室長通達というのが出まして、それがかなり骨抜きの中身になったと私は思っているんですけれども。

そういう二つの通達の経過がありまして、実は、私こういうグラフも作りまして、七七年のこの大臣通達のと、出たからは大体年間四十五から四十一、四十五という形、ほんとこれトラブルの報告が上がっているんです、これ公表されているものですが、ところが八八年の室長通達が出て、事故につながらないようなものはいよいよ

というような形になりますと途端に報告が減って、こういうふうにならずと減って、原発の数は倍に増えているんだけれども。今や現実のトラブルの公表された報告というのはいくらも一けた単位におつこつ減っているというところで、正にそこで政府と事業者との間での非常に甘くなるという関係があるんじゃないかということで、やっぱりそういうことにきちっとメスを入れなきゃ駄目じゃないですかという質問をさせていただいたんです。

そこで、質問なんですけれども、お伺いしたいんですけれども、やっぱり七七年の大臣通達というのは今余りポピュラーじゃないようになってくるようだけれども、今も生きていてということ、大臣は若干答弁なさいました。七七年の大臣通達を原則に立ち返って、軽微な故障でもすべて報告をして、そして公表すると、そして住民に安全管理上の説明責任を果たすべきだということに私たちは思っています。

だから、公表してトラブルがあることは問題じゃなくて、これはトラブルはあったけれども、安全ですよとか、そういうふうな説明をしていただければ、別に隠しているよりはちゃんと公表していただくということの方が、私は安全に、むしろ信頼にもつながるというふうな思うわけですね。こういう不具合、トラブルがやっぱり情報公開されませんと、全国にある原発の次の事故の防止とか安全対策とか技術の向上にやっぱり生かされないというふうな思っています。

ところが、この公表ということについて今、政府はまだまだやっぱり徹底していません。今度の法案の中でも非常にいい部分でございます。ですから、私はやはり軽微な故障でもやっぱり地元の自治体としてはすべて報告をしていただくということが必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(河瀬一治君) 私ども、安全協定に基づいて各サイト、発電所のいろんな報告は今受けておるようでありますし、特にやはり隠す、先ほど

言いました隠したりするのは一番もういけないこととありますので、特に私ども役所では情報公開ですからすべて公開もしていますし、やはり発電所においてもそういう公開をもっとしっかりやって、先生おっしゃっていただいたように、こういうことありましたけれども、こうでございまして、そういう説明があると、案外人というのは、多少そこそこのトラブルがあったり傷もそうですが、あつても、言つて説明さえしてくれば安心しますから、是非そういう体制を確立することによって私ども立地地域の安心、安全につながっていくと思つていますので、是非もっともつと公開できるものはすべて公開しても私はいんじやないかと思つています。

○広野ただし君 自由党・無所属の会、国会改革連絡会の広野ただしです。

しんがりですが、もうしばらくの間よろしくお願いいたします。座つて質問させていただきます。

先ほど佐藤先生もおっしゃったんですが、私はエネルギー問題、日本人、すぐの元過ぎれば熱さ忘れるで、石油ショックのことをもうすぐ忘れてしまつておるんですが、やはりエネルギー全体の問題というのは経済問題、経済と私たちの暮らしに密着しておりますから非常に大切で、しかし石炭も石油も原子力もそれぞれ短所あれば長所もあると、そういうものだと思つておるんですが、ですから、よく大臣にも話しているんですが、エネルギーのベストミックスという形でやっていかないと、これはもう日本の経済安全保障の観点からいってもなかなか解決できないんじゃないかと、こういうのが基本的な考え方です。

そういう中で今回の原子力の問題、先ほど河瀬市長もおっしゃったとおり、日本人の場合、隠すとかうそをつくということには最も厳しい態度で臨まれるわけで、しかも先ほどお話がありましたとおり、信用は積み上げるのは本当に大変ですけれども、一瞬にして壊れてしまふ、失われてしまふと、こういうことで今度の問題は本当に原子力

全体にとつても大変な大きな重大な問題だったなと、こう思つておるわけなんです。

ところで、なぜ隠したりうそをつかなくやいかぬかつたんだろうかと、このところなんです。そこらに、私は今まで行政なりあるいは事業者が原子力の安全神話というものをどうも作ってきたのではないのか。絶対安全だ絶対安全だ、そう言わないとなかなか立地が認められない、こういうやはり現実があつたのではないかと、思つておるんです。しかし、人間の作るものだから絶対安全なんというものはまずない、あり得ない。こういうところで、そのところをやはり、先ほど河瀬市長は非常に松井ゴジラの例を引かれて、PRエージェンツといいますが、PRの分りやすいやる代理人といいますが、そういうものが要なんだと、こうおっしゃっていましたけれども、私はもう正にそれと、そういう中で地元あるいは地元の民の人というのはやっぱり賢くて、絶対安全ですと言われたら何があるだろうとはやっぱり思つておられると思つておるんです。

だけれども、そのところをまあ故障といつてもこういう程度のものであれば安全ですよとか、そこを本当に分りやすくやつたり説明をして了解の上で進めていく、こういうことが一番大切なんじゃないかと思つておるんですが、先ほどからも何回もおっしゃつておるんですが、河瀬市長にその地元の立場からお話をいただきたいと思つています。

○参考人(河瀬一治君) 特に今までの、私も市会議員になったのはちょうど三十一歳のときでして、それまでおやじもやつていましたので結構こういう世界に長く入つておるんですけれども、本当に昔は絶対安全に近い立場でこの原子力をやつてきたもので、例えば原子力防災訓練などは、あんなのとなんてない、そんなもの起ころぬものに訓練する必要がないというぐらゐにそういう姿勢であつたこともやつたり事実だと思つています。ジェー・シー・オーの事故を契機として、そういう防災もしつかりやろうという取組ですけれども

も、やはり世の中に絶対ということはないという事は、これは皆知っていますので、その辺りを今までちょっとそういう進め方がまずかったかなど。やはり危ないものは危ない、しっかりやれば大丈夫という、そういうようなPA活動なども少なかったようでした、その辺り私たちがやっぱり立地をして誘致してきた経緯のある自治体も反省もしながら市民の皆さん方にはもう極力分かりやすく。

ただ、その説明するのなかなかこの原子力のことについては難しいものですから、パンフレットを配っても、それを見ても分かるか分からぬかという問題等がございまして、取りあえず、例えばストープなんかでもガソリン入れたら危ないという書いてありますね。確かに、間違ったらもう大変なことになりますから。そういう意味で、危ないことはちゃんと認めて、広報の中にも、こう起こったら危ない、こうやっていけば安全という、やはりすべてを分かりやすく広報した方が、どちらかというと安全ですよ。例えば、今また環境問題にですよ、あれですよ、この正の部分といいますが、いい部分ばかりをPAしがちですけれども、やはり負の部分もしっかり広報することによって、人々というのはもっと理解をしようというふうに思いますから、是非そういうふうな形でやってほしいなということも思っているところで

す。

○広野ただし君 おっしゃるとおりで、私も昔、大学時代は工学部において技術屋の端くれなんです、しかし原子力といったらやっぱり物すごく難しいんですね。どの部品をシラウドだとか言われてそれはどこですか、こうやっぱりなるわけ、一般の人はですよ。

ですから、専門家は専門家として、ごまかしちゃいけないですけども、例えば自動車であれば、いろいろ事故が起るでしょうと。例えばこすったりペイントがはがれる、このようなもので、例えばこれは運転にも何ら問題ありませんよと。しかし、これはバンパーが曲がったものだ

と、あるいはこれはワイパーが取れたものだ、しかしワイパーとなりますと、これはやっぱり運転に非常に問題が出てくる。あるいは、エンジンがトラブったと、こうなればやっぱり大変な問題になるんで、先ほどいろいろとありましたけれども、ランク付けとこう言われても、もうひとつやっぱりぴんとこないんですね。やっぱりそのところを、役所も硬い言葉を使うし事業者も硬い言葉を使う。私は、これでは本場に一般の人にはやっぱり分からないと思うんですね。

だから、非常に分かりやすく、例えば漫画なんか使って、それぐらいのことをやらないと安全、安心という問題はなかなか得られないんじゃないかと。そういう意味で、河瀬参考人の先ほど松井代理人の話は非常に感銘深かったんですが、もう一度よろしく願いたいと思います。

○参考人(河瀬一治君) 本場に、ちよつと私も表現の仕方が下手なものですから何と言っているか分からない部分もございすけれども、分かりやすく、代理人というのはやっぱりお任せすると思うんです。私はこういうこと分らないで、交渉をやつてくだささい、例えば原子力について安全をもっとチェックしてください。

今、既に保安院がそういう、国民の代わりにしっかりとチェックをしり安全管理をしていただく組織になつてほしいという期待を持っております、そういう意味での代理人は私は保安院がやるべきだというふうに今も考えていますので、そういう組織になるように、また先生方のお力をお願いいたします。

○広野ただし君 それと、先ほど佐藤先生、班目先生もおっしゃった維持基準等についての科学的合理性という、このところは私もやっぱり非常に大切だと思つておりまして、例えば車に例を取りまして、じゃ、新車が本当に安全かというところ必ずしもそうでもないんですね。やっぱりある程度運転をして、これ、慣らし運転、なじみが出るという、えも言われぬ言葉なんです、それをやつた後のものがざつと運転はいいわけですね。

場合によつて三年目に車検を取ると、へえ、今まで非常に運転しやすかつたのに車検をやつたらトラブっちゃつた、すぐに。そういう例はあまたある話で、そういう面では非常に何というんですか、維持基準というのも非常に私はいろんな問題がやっぱりあるうと思つております。

そして、その中で例えば変な話なんです、十年物、十五年物あるいは二十年物、二十五年以上たつ物と、そういう古い経年変化をしていく原子炉とあるいは原子力発電所と、やっぱり私は経年変化によつて随分違つてくるんだと思うんですね。その点を佐藤先生と班目先生にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(佐藤一男君) 実は、先ほどちよつと例を挙げようかと思つていた例を、今、広野先生に出されてしまいました。

これは、自動車も新車というのは意外にトラブルが多いんです。ですから、新車をお買い求めになりますと、これディーラーやメーカーによつて違います、例えば一か月後に無料で点検します、六か月後に無料で点検します、そこから先はと、こういうふうな、こういうことをやるわけですね。これは、こういういろいろな設備や機械なんかの共通したある特徴がございまして、いわゆる初期故障というのが多い時期があつて、それから今おっしゃいましたなようにと故障がずつと少なくなる、いよいよ年を取つてくるとまた故障が増えてくる、これは通例でございます。

私、実は経年変化というふうな言葉、あるいは私どもの言葉で申しますと高経年化というふうなことを言うんですが、これは必ずしも劣化を意味しません。劣化する部分もございす、やはり逆にええと良くなる部分もございす。ですから、そういうものをきちんと見極めて、そうしてそれこそ科学的、合理的にそういうものをどう維持管理していったらいいのかというものが維持基準であるべきだというふうに考えます。

必ずしも、そういう意味では、今例えば一年に一回ばらしているのは、あれはええと故障のも

とだというふうなものもあります。そういう意味では、私は前から電力屋さんやそれから規制当局にもお願いしているか申し上げていますが、日本では原子炉にしろ何にしろ定期検査という制度がありまして、それで国に報告される検査内容だけでもその記録の量は、蓄積量は莫大です。にもかかわらず、これをシステムチックにきちんと整理分析した形跡がない。そういうところから手掛けて、ここはこうすればいいんだというのが実証データをもつて示されるというのが非常に大切なことではないかというふうに私は考えております。

○参考人(班目春樹君) ちよつと維持基準のこと、せつかなので少し補足させていただきたいと思ひますけれども、今現在は維持基準がないからめっちゃくちゃをやつていっているわけではなくて、ある意味ではすべて、そう言っちゃあれないんですけども、裁量行政といひますか、要するに何となくお役所の中で密室で決まつていっているような感じが我々なんかですらするわけです。

この問題というのは、それは原子力は非常に複雑なシステムですからだれしもが簡単に分かるものじゃないんですけれども、例えば技術者だらけら物がどうしたら壊れるかなんていうのは分かるわけですね。それについては事細かく書いて、だれが読んだって、なるほど、こういうふうにしていけば壊れないようになつていって、そういうものを書き記したものが技術基準なんです。今までも行政が建前主義でやつていたのは、すべてそういうのは行政の方の裁量に任せてくれ、任せてくれればちゃんとやるよということ、ちよつとも細かいことを示してくれない。だから、一生懸命勉強する気になつたら、少なくとも書き記したのを見れば、なるほど、そうやっているとのかというのが分かるようにしていただきたいというのが維持基準を決めるべきだという主張でございます。

○広野ただし君 それともう一つ、すべて人間、人材の問題なんです、これだけ少子化社会に

なつていきますと、原子力工学ですとか電気工学とか機械工学とかあるいは土木建築の部分から、そういう原子力の方、原子力発電の方に行く、元々もう理工離れと、こう言われているわけですよ。そういう中で、しかもメーカーの方に行く人たちが、そしてまた電気事業者の方へ行く人たち、また検査の方あるいは官庁の方で検査に当たる、いろんな人材が必要なのではないですか。

ところが、なかなかそういう理工離れですとか、いろんなあるいはそれぞれの組織における待遇の問題ありますよね。そういうことからいつて、なかなかその何といいますか、十分な人材が果たして供給されるのだろうか、供給という言葉は悪いですが、育成されてくるのだろうかというようなことを非常に私、心配をいたすわけなんです。佐藤先生も班目先生も大学あるいは研究所におられましたので、その点、御意見をいただければと思います。

○参考人(班目春樹君) 東京大学は原子力工学科がシステム量子工学科に変わって、今、更にシステム創成学科に変わったということで、大分ちよつと怒られているところもございしますが、

原子力に関する人材供給ということからいいますと、一通りかなり原子力発電所というのが普及して、技術者の役割というのが、どちらかというと建設なんかよりはよっぽど保守だとかそういうところに移りつつあるというのが実情です。そういうことを担当する人間はもちろん原子力を知っているいなさやいけないんですが、それ以上に機械だとか電気だとかそういうものの専門家でもあった方がいいということから、実は旧原子力工学科の卒業生も実際、原子力分野だけじゃなくていろんなところに散らばっておりますし、逆に原子力産業界の方を見れば、原子力工学科を卒業した人間だけが働いているのではなくて、非常にいろんな分野の人間が集まって働いているということでございます。

全体的な理工離れとなると、ちよつと私もどうしたらいいかというのは非常に分からないんです

けれども、今でもそういう意味では結構、私なんか指導している学生は、やっぱりこれから原子力ですと言っている学生いますし、捨てたものじゃないとか、ちゃんとした技術者が供給されているものと考えております。

○参考人(佐藤一男君) 確かに現在、理工離れというようなことが言われております。ただ、私がそれでは学生だったころに理工系はどれだけでもはやされたらうという、これは申し訳ないんですが、法学部の卒業生より工学部の卒業生の方が給料が安いというのはあちこちにありました、実は。必ずしも、例えば給料上げてやるよぐらいのだけではこういう問題というのは解決しないんじゃないかという気がいたします。

それよりは、やはり私、理工系に志す若い人たちにとつて一番大切なものは何か、それは知的好奇心というものをちゃんと刺激してやることだと。そういう知的好奇心がなければ、理工系の学問なんというのはどれを見たら砂かむようなものですね。ですから、なぜこうなのか、これはどうなっているのかという、そういう好奇心を刺激してやるような教育をする必要がある。

ここの場で申し上げるのがいいのかどうか分かりませんが、そういう意味では、私、現在のお国の教育の在り方というのは大分首をかしげるところでございます。

○広野ただし君 どうもありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

参考人の皆様には、長時間にわたり有益な御意見を述べていただきまして、誠にありがとうございます。(拍手)

本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

平成十四年十二月十三日印刷

平成十四年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局